

寒川浄水場排水処理施設更新等事業 事業者ヒアリング結果概要（日立製作所）

日 時 平成 14 年 12 月 11 日（水） 10:00～15:00

場 所 日本大通 7 ビル 306 会議室

【ヒアリング項目】

- 1 含水率を 35% 以下とする脱水能力を、保証することでの代替
＜実施方針 P.12 (3)施設整備の要件関係＞
- 2 運用開始後の施設瑕疵（10 年）リスク負担の削除について
＜実施方針等に関する質問への回答 No.35、36 関係＞
- 3 建設期間中の金利・物価リスクについて
＜実施方針等に関する質問への回答 No.44 関係＞
- 4 発電設備の設置について＜実施方針等に関する質問への回答 No.107 関係＞
- 5 汚泥の計画量について＜業務要求水準書（案）P.2 2 前提条件関係＞
- 6 新設施設の建設に伴う近隣対策について
＜特定事業契約書（素案）第 21 条関係＞
- 7 詳細講評の依頼について＜落札者決定の考え方関係＞
- 8 不可抗力の考え方＜特定事業契約書（素案）第 1 条(44)、25 条、52 条関係＞
- 9 返送水質について＜特定事業契約書（素案）第 41 条、別紙 6 関係＞
- 10 保証について＜特定事業契約書（素案）第 65 条、別紙 9 関係＞
- 11 賠償等考え方＜特定事業契約書（素案）第 56 条、第 57 条、第 58 条関係＞
- 12 ペナルティポイントについて＜特定事業契約書（素案）第 49 条、別紙 8 関係＞
- 13 サービス購入料について
＜特定事業契約書（素案）別紙 7、第 48 条、第 54 条関係＞
- 14 再生利用について＜特定事業契約書（素案）第 45 条、第 55 条、別紙 8 関係＞
- 15 計画の変更について＜特定事業契約書（素案）第 12 条、第 13 条関係＞
- 16 債務不履行による手続きについて＜特定事業契約書（素案）第 62 条関係＞
- 17 財務書類について＜特定事業契約書（素案）第 74 条関係＞
- 18 その他

【ヒアリング結果】

- 1 含水率を 35% 以下とする脱水能力を、保証することでの代替
＜実施方針 P.12 (3)施設整備の要件関係＞
＜日立製作所＞
 - ・ 脱水ケーキの含水率を 35% 以下とする脱水能力を有する施設の整備を必須条件とするとのことですが、事業破綻に備えた 35% 含水率性能確保であれば、想定される施設の新設保証（設備・スペース確保等を含む）もしくは新設費用を保証金等で見込むことではどうでしょうか。

< 県企業庁 >

- ・ 事業破綻時に新たに施設を増設する場合等には、時間が掛かってしまい、その間の浄水処理に支障を来す恐れがあると考えています。
- ・ 保証金の額については、どのようにお考えですか。

< 日立製作所 >

- ・ 当社で乾燥施設を増設した場合の費用を見込みたいと考えています。

< 県企業庁 >

- ・ 増設してもらえる保証はあるのでしょうか。

< 日立製作所 >

- ・ そういう意味で、保証金の他に「新設保証」ということを考えています。

< 県企業庁 >

- ・ 誰が保証するのか、保証金はどのように算定するのか、実行の担保をどう考えるのか等の具体的な御提案ではないので、何とも言いようがありません。

< 日立製作所 >

- ・ 契約保証金制度の準用という考え方はできませんか。

< 県企業庁 >

- ・ 制度の趣旨が違います。

< 日立製作所 >

- ・ 株主保証という考え方を取り入れれば、事業性はかなり向上すると思うのですが。

< 県企業庁 >

- ・ 履行保証の仕組みは、従来の契約保証金の納付又は担保の提供のみでは、事業者の負担が重いとして不評だったので、本県での P F I 事業の 3 事例目となる県立近代美術館の事業から取り入れたものです。しかし、今回の御提案については誰が保証するのか、保証金はどのように算定するのか、実行の担保をどう考えるのか等の具体的な御提案ではないので、採用が厳しいと思います。

< 日立製作所 >

- ・ 乾燥施設の整備に伴うタイムラグについては、脱水ケーキをヤード等で一時保管することにより対応できると思います。

2 運用開始後の施設瑕疵（10年）リスク負担の削除について

< 実施方針等に関する質問への回答 No.35、36 関係 >

< 日立製作所 >

- ・ 瑕疵 10 年は、重大瑕疵に限定されないとのことですが、瑕疵担保と無関係に事業者責任と費用負担で施設の補修を行うこととの回答もあり、モニタリングもされますので、瑕疵担保は削除しても良いのではないのでしょうか。
- ・ また、意見交換会では、建物と設備とで瑕疵担保責任の存続期間を区別するというお話もありましたが、これについてはどうなりましたでしょうか。

< 県企業庁 >

- ・ 建物と設備との瑕疵担保責任の存続期間の区分設定については、現在検討中です。

- ・ S P C と建設企業との契約における瑕疵担保期間は、県企業庁と S P C の契約内容に沿うかたちになるのではないかと思います。維持管理・運営期間中、S P C は業務要求水準を達成し続けなければならないため、S P C の経営の安全性を考慮すると、瑕疵担保期間は長めに設定した方が良いと思うのですが如何ですか。

< 日立製作所 >

- ・ 明らかな設計ミスによるものは、当然にして瑕疵担保責任ということになりますが、現在の設備関係の国内取引では、製造販売後 1 年間程度というのが一般的ですから、これを 10 年間とした場合には、単純にコストに跳ね返ってくるだけで事業者リスクの増大につながります。

< 県企業庁 >

- ・ 性能保証と瑕疵担保責任との関係については、どのように考えていますか。

< 日立製作所 >

- ・ 別々のものと考えています。

< 県企業庁 >

- ・ 民間契約では、性能保証は引渡し後、比較的短い期間での話となるのでしょうか。

< 日立製作所 >

- ・ そうです。その後は、維持管理・運営の中で、年度ごとに性能検査をしていくことになります。

< 県企業庁 >

- ・ 例えば、3～5 年目に性能検査で能力未達の場合、どのようになるのでしょうか。

< 日立製作所 >

- ・ 長期契約の中で保証することになりますが、メーカー責任（瑕疵担保責任）は 1 年目だけで、後の機器修理費用の負担区分は能力未達となった原因により決まります。

< 県企業庁 >

- ・ 建物 10 年という瑕疵担保期間の設定は如何でしょうか。

< 日立製作所 >

- ・ 民法上の最長期間からの設定だと思いますが、業界ではまず受け入れられない期間ではないかと思います。少なくとも、設備では（ものによって違いますが）2～5 年間というのが一般的であると考えます。建物についても、同様かと思いますが。

< 県企業庁 >

- ・ これまでの事業者ヒアリングでは、建物 10 年という期間設定には、あまり異論はなかったのですが。

< 日立製作所 >

- ・ 公共工事請負契約約款での期間設定はどうでしょうか。

< 県企業庁 >

- ・ 約款では 10 年より短い期間設定がされています。ただし、本件事業の契約は「請負契約」ではありませんので、約款が直接適用されるわけではありません。事業者の責により性能未達となった場合には、維持管理業務の中で修繕して頂くような契約内容となっていますが、従来方式での事業と違い、工事監理や施設完成検査は S P C が

主体となって実施して頂きますので、県企業庁が直接チェックすることができません。瑕疵担保責任に関する規定は品質の確保を担保する意味合いを持っています。したがって、瑕疵担保責任に関する規定を削除することは難しいと思います。

< 日立製作所 >

- ・ 引渡し後の一定期間だけ瑕疵担保責任を求める考え方と、修繕や機器更新をした場合にも、その時点から新たに瑕疵担保責任を求める考え方とがあると思いますが。

< 県企業庁 >

- ・ 基本的には、引渡し後の一定期間となります。ただし、機器更新（新品のものに取り替えた場合）に関しては、更新時点から新たに瑕疵担保責任を求めます。（なお、修繕については瑕疵担保責任とは無関係です。）

3 建設期間中の金利・物価リスクについて

< 実施方針等に関する質問への回答 No.44 関係 >

< 日立製作所 >

提案書提出時の基準金利は、入札公告時に示されるものになります。一方、運営開始～5年目の基準金利は融資契約日のものです。したがって、運営開始の初年度においても提案書提示値とでは、基準金利に偏差を生じます。金利変動リスクについては事業者のコントロールできるものではないことから、初年度においても提案時との基準金利偏差についての改定を認めて頂きたいと思います。

< 県企業庁 >

- ・ 建設期間中の金利については多くの意見を頂いており、建設期間中の物価変動と合わせて検討の上、入札説明書で提示します。
- ・ これまで貴社が参加してきた他のPFI事業では、実際どうなっていたのですか。

< 日立製作所 >

- ・ 当社が手掛けている他のPFI事業の場合、環境アセスメントの手続きが必要であったこともあり、運営開始の時点で見直すことになっていました。

4 発電設備の設置について

< 実施方針等に関する質問への回答 NO.107 関係 >（公開可能）

< 日立製作所 >

- ・ 事業者から、現状の電力料金より安価な電力供給が可能な場合、浄水場の方で電力を購入頂くことは可能でしょうか。可能な場合は下記の条件を御提示頂きたくお願いいたします。

（１）最低、最高購入電力量はいか程ですか。

（２）購入頂ける電力の日負荷パターン（浄水場の電力負荷パターンでも可）を頂きたくお願いいたします。

（３）発電設備も脱水施設同様、所有権を移転すると考えてよろしいですか。

（４）購入頂く電力の料金体系はどのように規定されますか。

< 県企業庁 >

- ・ 電力の購入はいたしません。コージェネレーションシステム等の導入を考えられる場合には、排水処理施設内で自己完結するかたちで検討してください。

ちなみに、県企業庁の基本構想での検討結果ではコスト的に成り立ちませんでした。

5 汚泥の計画量について < 業務要求水準書 (案) P.2 2 前提条件関係 >

< 日立製作所 >

- ・ 「浄水場から出る汚泥の計画量は、別表 1 及び別表 2 に示す最大値の範囲内とする。」とあります。質問書回答では、2,500ds-t/月とのことですが、設備計画の条件としては、概ね別表 2 に示す年平均の固形物発生量を基準とし貯留等も見込んで、処理可能な設備能力を設定することでどうでしょうか。なお、時間的な条件としては年間連続運転を可能としてはどうでしょうか。また、固形物発生量の最大日量も提示頂きたいをお願いします。

< 県企業庁 >

- ・ 設備能力を変更するつもりはありません。
- ・ 年間連続運転に関しては可能ですので、自由に提案してください。
- ・ 固形物発生量の月最大 2,500ds-t については、あくまでも平成 3 年度の条件で全量処理した場合を想定した数値です。今回は、それだけの汚泥が実際に送泥されたとしても処理し切れるだけの能力を持った施設を整備したいので、そのための条件設定をしています。月最大 2,500ds-t については、あくまでも推計した数値ですので、実際にこれだけの量の汚泥を処理した実績データはありません。また、月データで提示したのは、実際の処理状況から見て、処理計画を立てるには月データで十分であると考えたからです。
- ・ 日量でのデータが欲しいのはなぜですか。

< 日立製作所 >

- ・ 日ごとの処理量のバラツキを見て、より具体的な計画を立てたいと思ったからです。

< 県企業庁 >

- ・ 月最大 2,500ds-t を単純に 30 日 (月稼働日数) で割るかたちで計画を立てては如何でしょうか。

< 日立製作所 >

- ・ いろいろな考え方があると思います。
- ・ それにしても、月最大 2,500ds-t というのは、通常時との差があり過ぎます。

< 県企業庁 >

- ・ 確かに差はありますが、2,500ds-t というような状況では、濁度が高く脱水しやすいということが想定されますので、通常時との実質的な差 (条件としての違い) は、小さいと思います。

< 日立製作所 >

- ・ ただ、それだけの処理能力が必要となると施設の規模も大きくなり、貯留施設も考慮しなければならないので、イニシャルコストや維持管理コストが増大します。

< 県企業庁 >

- ・ 貯留施設は、既存施設を基本条件として検討してください。
- ・ 県企業庁としては、とにかく月最大 2,500ds-t を処理できる施設を整備したいので、この条件で検討してください。

< 日立製作所 >

- ・ 上澄水の濁度を一定に保つためには、コンスタントに脱水処理を行わなければなりません、参考として平成 3 年度の運転データを提示頂けませんか。

< 県企業庁 >

- ・ 御提示しても参考にはならないと思います。
- ・ また、濁度が上昇してしまうのは汚泥の沈降が遅い冬場の低濁度時であり、月当たり 2,500ds-t の最大量を想定した季節には、濁度の心配はあまりないと思います。

< 日立製作所 >

- ・ 仮に、1 日に 10,000 t の排泥があり、これが脱水機に打ち込まれた場合、脱水機的能力から逆算した運転では濁度が保てないということも考えられます。

< 県企業庁 >

- ・ 浄水場からは一定のパターンで送泥されます。その条件の中で、運用を考えてください。

< 日立製作所 >

- ・ 実績がないところを、どのように考えれば良いのでしょうか。

< 県企業庁 >

- ・ 夏場は総合排泥池のキャパシティに十分余裕を持たせるような運転をすれば、対応できると考えています。また、脱水機も現在のものより大きくなると思いますので、その面でも余裕は作れると思います。

< 日立製作所 >

- ・ 月最大 2,500ds-t の条件に基づいて、これを処理できる施設能力が必要なのでしょうか。

< 県企業庁 >

- ・ そのように考えています。(24 時間運転も視野に入れないと対応できないかもしれませんが。)

< 日立製作所 >

- ・ 汚泥濃度 1% で計算しても良いでしょうか。

< 県企業庁 >

- ・ 入札公告時に、シミュレーション用の固形物発生量と汚泥濃度の月平均値を提示しますので、これをチェック用に用いてください。

6 新施設の建設に伴う近隣対策について

< 特定事業契約書(素案)第 21 条関係 >

< 日立製作所 >

- ・ 事業者は、自己の責任及び費用において近隣対策を実施するとあります。最近、産

業廃棄物施設新設に対する近隣市民の反対運動により、施設建設が延期されている事例が多々ある状況下において、本件事業に関する住民の賛同を得ることは大きなリスク項目と考えられます。ついては、合理的に要求される範囲の近隣対策を実施するとの条項は、大雑把と思われるので、具体的要求事項を明記されるようお願いいたします。

< 県企業庁 >

- ・ 廃掃法上の諸手続が必要になりますので、事前に住民説明会を開催して頂くこととなります。住民説明会はSPC主体で実施して頂きますが、必要に応じて県企業庁もサポートいたします。ただし、廃掃法上、今回の事業では住民の同意（賛同）を得る必要はありません。なお、具体的な内容については、事業者が考えて実施してください。（湘南地区地区行政センターとの相談は必要です。）

< 日立製作所 >

- ・ 環境アセスメントの手続きは不要とのことですが、廃掃法上の許可や計画内容の縦覧は必要でしょうか。

< 県企業庁 >

- ・ 必要です。

< 日立製作所 >

- ・ 住民同意（賛同）は必要ないとのことですが、住民が感情として納得しないケースもあり、不安な部分もあります。

< 県企業庁 >

- ・ 必要に応じて説明会に同席する等、可能な限りのバックアップはいたします。

7 詳細講評の依頼について< 落札者決定の考え方関係 >

< 県企業庁 >

- ・ 評価結果の講評は、今後の参考になるため詳細にお願いしたいと考えます。

< 県企業庁 >

- ・ 承知いたしました。本県では従来から「審査講評」というかたちで詳細に公表しているつもりですが、具体的には、どのような内容についてですか。

< 日立製作所 >

- ・ 特に、再生利用の部分の評価が難しいのではないかと考えています。

< 県企業庁 >

- ・ 少なくとも、本県の先行事例における評価結果の講評のレベルを下回ることはないようにするつもりです。

< 日立製作所 >

- ・ 定量的評価になるのか定性的評価になるのか分かりませんが、民間事業者のノウハウが発揮される部分の評価をして頂きたいと思います。

< 県企業庁 >

- ・ どのような点が評価されればと良いとお考えですか。

< 日立製作所 >

- ・ 実績も含めて広く世の中に受入れられるような再生利用方法を選択している場合に

安定性が高い提案であるとして評価されたり、施設整備については含水率や月最大の固形物発生量の面で、もう少し柔軟な考え方を受入れて頂ければと思います。

< 県企業庁 >

- ・ 後段の部分については、一定の能力を確保して頂ければ良いと考えています。

< 日立製作所 >

- ・ 再生利用の評価は、実際にはなかなか難しいと思います。数値での評価ができない部分があるとして、定性的な部分をどう判断して頂けるのかという思いはあります。そういう意味では、実績も評価して欲しいと考えます。

< 県企業庁 >

- ・ それは貴社が強い分野だからですか。

< 日立製作所 >

- ・ というより、世の中に広く認められているかという部分、市場のボリュームや受入可能状況といった部分も評価して欲しいということです。

< 県企業庁 >

- ・ 新たな手法を開発（開拓）したような場合、実績からは評価できないと思いますが。

< 日立製作所 >

- ・ 考え方次第かと思います。

< 県企業庁 >

- ・ 本県では従来から、評価結果を「審査講評」として公表するだけでなく、落札できなかった入札参加者のうち希望者には個別の説明会も実施しており、今回の事業に関しても同様に説明会等の実施を予定しています。（ただし、自らの提案に対する県企業庁の評価内容の確認という意味で行うものですので、他の入札参加者との比較等については説明いたしません。）

8 不可抗力の考え方< 特定事業契約書（素案）第1条(44)、25条、52条関係 >

< 日立製作所 >

- ・ 第1条(44)にて「不可抗力」とは「通常の見込み可能な範囲外のもの」と定義されておりますが、見込み可能であっても避けることができない場合や見込み可能であってもその対策はどちらの義務でもない場合があると思われれます。また、実際、見込み可能であったかどうかの判別は非常に難しいと思われれます。不可抗力は「どちらの責にもよらず発生した事象でかつ回避不能な事象」との考え方を基礎とし、「通常の見込み可能な範囲外のもの」との記述を削除した方が良いのではないのでしょうか。
- ・ また、見込み可能な範囲の基準として、「入札説明書及び設計図書で水準が定められている場合にはその水準を超えるもの」とありますが、事業者には設計水準を守る義務があり、その水準以下の災害にて新施設が損壊した場合には、当然不可抗力と認定されないことは理解いたします。しかし、ダイレクトにこの設計水準を不可抗力の定義に盛り込むことには問題があると思われれます。例えば、耐震設計以下の地震にて東電系統に問題が生じ、電源確保ができないために履行義務が果たせなくなった場合等は、前述の条件から言えば「設計水準以下なので不可抗力ではない」ということに

なってしまいますが、やはりこのような事象は不可抗力に当たるとというのが常識的な見解ではないでしょうか。

- ・ 他のPFI事業においては、「不可抗力」の定義を「・・・地震については、他の事象が介在することなく、当該地震を直接の原因として本件各施設に損害等が発生した場合であって、かつ、当該地震の事業場所の地表面における地震力が水平震度0.6G以下かつ鉛直震度0.3G以下である場合には乙の責めに帰すべき事由とする。」と定め、不可抗力と設計水準との関係を契約書において明確にしている例があります。このように、県企業庁、事業者のどちらの責任でもない事由は不可抗力とした上で、設計水準を満たさないことにより生じた損害については事業者の責めに帰すべき事由となるような定義にして頂けないでしょうか。
- ・ また、第25条、第52条に、「避けることができない騒音、振動、臭気の発生等により」とありますが、避けることができない以上、事業者に対策の余地はなく、この場合も不可抗力であると思われませんが如何でしょうか。

< 県企業庁 >

- ・ 予見可能であっても不可抗力にならない場合とは、具体的にはどのような場合でしょうか。

< 日立製作所 >

- ・ 具体的例をお示しすることは難しいですが、一般的には回避できるか否かで定義しています。

< 県企業庁 >

- ・ 施設を例にすれば、県企業庁としては業務要求水準で求めている耐久性を満たしている限り、それでも防ぎ切れなかった場合には「不可抗力」であると考えています。このことについては、第1条(44)の「... (本件入札説明書及び設計図書で水準が定められている場合にはその水準を超えるものに限る。) ...」で読み取って頂きたいと考えています。

< 日立製作所 >

- ・ 定義としては、やはり回避できるか否かという考え方を基本に表現した方が良いのではないのでしょうか。

< 県企業庁 >

- ・ 表現については検討します。

< 日立製作所 >

- ・ 耐震設計以下の地震にて東電系統に問題が生じ、電源確保ができないために履行義務が果たせなくなった場合は「不可抗力」として考えてよいのでしょうか。

< 県企業庁 >

- ・ そうです。

< 県企業庁 >

- ・ 例示のケースについては、事業用地内に地震計を設置するのですか。

< 日立製作所 >

- ・ 事業用地内の地表面に設置します。

< 県企業庁 >

- ・ 正確に計測できるのですか。それとも、一定の誤差は折込済みということですか。

< 日立製作所 >

- ・ 契約で地震計を地表面に設置し、その地震計の計測結果で判断しようとしたものです。

< 日立製作所 >

- ・ 耐震性の水準は、完成当初のみ満たしていれば良いのでしょうか。

< 県企業庁 >

- ・ 事業期間を通じて満たして頂く必要があります。(ただし、一般的には、耐震性の水準を満たす施設を整備して頂ければ、事業期間中の耐震性は確保されるものと考えられます。)

< 県企業庁 >

- ・ 第 25 条、第 52 条の件についてですが、これは不可抗力とは考えません。第 25 条は工事の発注者の責任を明記し、第 52 条は事業の主体としての責任を明記しています。これら、避けられない騒音、振動等は工事の発注者、事業の主体の当然の責任となります。また、従来の公共事業であれば、事業者がこれらの事態への対応さえしていれば、損害の負担については、県企業庁の責任でしたが、P F I 事業である本件事業では、工事の直接の発注者は S P C なので、S P C が発注者責任を負うことにしています。

9 返送水質について < 特定事業契約書 (素案) 第 41 条、別紙 6 関係 >

< 日立製作所 >

- ・ 特定事業契約書 (素案) 別紙 6 に「適切な施設の運転により浄水処理に影響を与えない上澄水質を維持する」とありますが、事業者の計測・監視の範囲は濁度のみと理解しております。水質の維持 = 濁度の維持と考えて宜しいでしょうか。濁度以外の水質についても管理する必要があるのであれば、計測項目と管理基準をお示し下さい。(ただし、事業者側で基準を守るために対策を施すことは困難と考えます。)
- ・ また、返送水質は浄水場側の水質による影響も大きいと思われ、責任の所在を明確にするために、事業者に供給される水質 (入口) についても計測する必要があると思われませんが如何でしょうか。

< 県企業庁 >

- ・ 事業者の計測・監視の範囲は濁度のみと理解して頂いて結構です。
(水質の維持 = 濁度の維持と考えてください。)
- ・ また、浄水場から排水処理施設に送られる汚泥水質 (濃度) については、計測する必要はないと考えます。(水質 = 濁度という考えに基づけば、汚泥の濃度を計測する必然性はありません。)

10 保証について<特定事業契約書(素案)第65条、別紙9関係>

<日立製作所>

- ・ 第65条に「落札金額の100分の10に相当する金額」とありますが、総事業費の100分の10ということでしょうか。20年にわたる費用の100分の10ということだと、2年分の収入を保証金として入れることになり、負担が相当重いと考えますが如何でしょうか。
- ・ また、株主が保証を入れた場合、その保証が契約期間全般にわたる必要があるのでしょうか。本件はPFI事業としてSPCが設立され、そのSPCの事業計画に基づいて県企業庁が選定し、2者間の契約にて事業が運営されるものと認識しています。従いまして運営後のリスクについては、SPCと県企業庁の2者にて分担するべきものと思いますが如何でしょうか。

<県企業庁>

- ・ 落札金額の100分の10とは、総事業費の100分の10という意味です。
- ・ また、契約保証金の方法では事業者側の負担が大きいのということですが、保証に関しては、契約保証金、株主保証及び履行保証保険の3つの方法のいずれかを選択できますので、事業者において最も良いと思われる方法により対応してください。
- ・ 株主保証における保証期間に関する御意見の趣旨は理解しますが、御理解ください。

11 賠償等考え方<特定事業契約書(素案)第56条、第57条、第58条関係>

<日立製作所>

- ・ 事業期間の途中で契約解除された場合、解除前の支払いスケジュールに従って工事費等相当額が支払われるとすると、事業終了後においてもSPCを解散することができなくなる可能性があります。また、通常、契約が解除となった場合には、清算を含め早期に当事者間の一切の関係を終了させるべきであると考えますので、長期にわたる支払いには問題があると思われれます。さらに、第58条は、県企業庁の債務不履行による契約終了の場合においても、県企業庁側に支払い方法の選択権がある旨規定しておりますが、常識的に考えて如何なものでしょうか。この場合にはせいぜい「協議により決定する」等にして頂けないでしょうか。
- ・ また、損害賠償の範囲が記載されておきませんが、損害賠償については一次損害までと規定し、水道水の供給に係る損害は賠償の対象にならないようにして頂けないでしょうか。

<県企業庁>

- ・ 県企業庁から、解除前の支払いスケジュールに従って工事費等相当額が支払われた場合でも、SPCを解散して対応する方法もあると考えます。具体的には、事業者で検討してください。
- ・ 契約が解除となった場合には、清算を含め早期に当事者間の一切の関係を終了させるべきであり、また、県企業庁の債務不履行による契約終了の場合においても、県企業庁側に支払い方法の選択権があるのはおかしいとのことですが、支払いに係る予算措置上の都合もあり、現在お示ししているような仕組みとしています。(予算措置に

は議会の承認が必要となります。)

- ・ 事業者の責により契約解除となった場合の損害賠償の範囲に関する御希望には添いかねます。

12 ペナルティポイントについて<特定事業契約書(素案)第49条、別紙8関係>

<日立製作所>

- ・ 脱水機を「含水率を35%以下にできる能力」に維持し、四半期ごとに随時モニタリングを行った結果、維持されていない場合は支払停止(ペナルティポイント36)になる条件となっております。しかし、提案に基づいた再生利用を行える状態であって、問題なく再生利用が行われているならば、わざわざ事業者にペナルティを課す必要はないのではないのでしょうか。他の項目と比較しても、性質及びポイントについて整合が取れていないと思われまます。

<県企業庁>

- ・ まず、随時モニタリングは、四半期ごとに行うというものではありません。(文字どおり「随時」に行うものです。)具体的なモニタリングの方法は、提案内容に合わせて決定されますが、「含水率を35%以下にできる能力」のモニタリングについては、実際に落札した事業者が含水率何%で再生利用しているのかにより、オペレーションの一部を変更する必要がある可能性も有りますので、事業者の負担にならないような方法と頻度で行うことを考えております。
- ・ ペナルティが重いということですか。

<日立製作所>

- ・ そうです。今回の事業は、再生利用の部分が非常に重要であると思います。それに対するペナルティのかかり方と比較して、同等か、それより小さいペナルティというのが妥当であると思います。

<県企業庁>

- ・ ペナルティはあくまでも抑止力として考えており、県企業庁としてもペナルティを取りたいわけではありません。

<日立製作所>

- ・ 脱水機の能力をペナルティの項目にしてしまいますと、余剰な保守費やモニタリング費が必要となり、サービス購入料は増加してしまうという問題もあります。日々の運営上必要でないスペックを契約期間中維持する必要があるのでしょうか。解約時に能力を確認し、それを守るような規定としては如何でしょうか。

<県企業庁>

- ・ 能力を満たしている施設さえ整備してしまえば、その後の能力維持はそれ程大変ではないのでは。

<日立製作所>

- ・ 状況によりけりです。

<日立製作所>

- ・ 濁度についてレベル別にペナルティポイントが定められており、「期間別の係数を

乗じ」とありますが、時間による重み付けが示されておられませんので御提示下さい。
例えば、「1日の中で瞬間的に2回、濁度20となった場合」と「1日で2時間、濁度20の状態が続いた場合」ではペナルティポイントに差がありますか。

< 県企業庁 >

- ・ 検討、整理し、入札公告時に公表します。

13 サービス購入料について

< 特定事業契約書（素案）別紙7、第48条、第54条関係 >

< 日立製作所 >

- ・ 「サービス購入料は物価変動を勘案し改定する」とありますが、処理する負荷によって電気・燃料費やその他維持管理・運営費は変動します。20年にわたる事業においては、浄水場の運営方法が変わる可能性もあり、物価変動のみではなく、処理量の変化によってもサービス購入料が見直されるようにして頂けないでしょうか。

< 県企業庁 >

- ・ 浄水場の運営方法や排水処理施設の送泥条件が変わらない限りは、見直すつもりはありません。（もちろん、これらの条件が変われば、協議により見直します。）

< 日立製作所 >

- ・ 「電気代・燃料費等は公共料金の改定があった年度に行う」とありますが、ユーティリティの多くは、供給会社が調達した燃料費により四半期毎に燃料費調整を行っております。この燃料費調整についても上記改定の中に入れて頂けないでしょうか。

また、灯油等そもそも公共料金に該当しない燃料もありますが、サービス購入料の改定に際して、これらと公共料金とを区別する理由はありませんので、実際に使用する燃料に基づいた指標にて改定を行うべきかと思いますが如何でしょうか。

< 県企業庁 >

- ・ 燃料調整費については、調査します。また、灯油等の料金改定については再度検討します。

< 日立製作所 >

- ・ 第48条に「サービス購入料は維持管理・運営期間中に支払う」こととなっておりますが、維持管理・運営期間（平成18年4月1日から平成38年3月31日まで）以降も、再生利用業務が残る可能性があります。細かい話ですが、この規定を文字通り解釈しますと、上記残存業務に対するサービス購入料の支払いがなされないということになってしまうため、何らかの清算に関する規定を盛り込むべきであると思いますが如何でしょうか。

< 県企業庁 >

- ・ 原則としては、「平成38年3月31日までに全ての業務を終了してください。」ということになりますが、詳細については整理して入札公告時に提示します。

14 再生利用について

< 特定事業契約書（素案）第 45 条、第 55 条、別紙 8 関係 >

< 日立製作所 >

- ・ 業務日報に「再生利用状況を証明するに足る書面」を添付することになっておりますが、この証明範囲はどこまででしょうか。直接引き取った業者まででよろしいでしょうか。最終的な再生利用状況までとなると、他の所から集められた土と混合されることも考えられ、把握することは不可能であると思われます。また、日報で再生利用状況を報告することとなっておりますが、そこまで細かい単位で報告する必要はあるのでしょうか。

< 県企業庁 >

- ・ 廃掃法上のマニフェストで再生利用先への受入まで管理できるのであれば、それで足りる。また、脱水ケーキを有価物として売却する場合には、受入先の受入証明で結構です。
- ・ 業務日報等の内容は決まっていますが、再生利用に関しては何らかの報告を求められることとなります。受入証明書の添付については、モニタリング方法と合わせて検討します。

< 日立製作所 >

- ・ 発生量と保管量についても確認を行うこととなっておりますが、実際、保管量の計量も毎日行う必要があるのでしょうか。技術的に難しいと思いますが如何でしょうか。
- ・ また、たとえ日々計量を行ったとしても、含水率 0% に換算する過程で必ず誤差を生じるものと思われます。何らかのサンプリング基準を定めた方がよいと思いますが如何でしょうか。加えて、最終的に発生量と再利用量が合わないことによる誤差清算はないと考えてよろしいでしょうか。

< 県企業庁 >

- ・ 脱水ケーキの発生量については、汚泥収支の内容と最後の含水率 0% 換算との数値を照らし合わせて、毎日確認します。
- ・ 要するに不法投棄等がなされていないことを確認したいためのチェックですので、多少の誤差はやむを得ないと考えます。

15 計画の変更について

< 特定事業契約書（素案）第 12 条、第 13 条関係 >

< 日立製作所 >

- ・ 第 12 条によれば「県企業庁は、設計図書を受領したことを理由に建設・設計の責任を負担するものではない」とのことですが、一方、設計変更には承諾が要ると第 13 条に記載あります。承諾する以上、県企業庁に責任がないとはいえないと思われますが、この関係はどのように解すればよいのでしょうか。これは「変更すること」の承諾であって、「変更後の図書内容」の承諾ではないということでしょうか。
- ・ また、事業者が設計に関する「一切の責任を負う」こととなっておりますが、第 13 条をはじめ「計画内容の変更について協議が整わない場合は、県企業庁が変更内容を

定める」との条件が多くみられます。県企業庁が定めた変更内容に誤りが存在した場合等についてまで事業者が責任を負担する謂れはないわけですから、「一切の責任」との表現は適切でないと思われませんが如何でしょうか。

< 県企業庁 >

- ・ まず、県企業庁による承諾の意味合いですが、これは「変更すること」の承諾であると理解してください。第 12 条では設計図書を受領するだけで、確認行為は行っていませんので、県企業庁は責任を負担しないということです。
- ・ 第 12 条の「一切の責任」については、括弧内に「設計上の不備及び瑕疵並びに事業者による設計の変更から発生する増加費用を含む」と記載されているとおり、県企業庁が定めた変更内容に誤りが存在した場合等については事業者の責任にならないことは当然です。
- ・ 次に、協議が整わない場合に県企業庁が変更内容を定めるという点ですが、これはいつまでも協議を長引かせてもお互いの利益にならないので、協議に区切りをつける意味で定めているものです。(それでも納得がいかない場合は、訴訟ということになります。)

< 日立製作所 >

- ・ その場合の設計変更に関する責任は県企業庁にあるということでしょうか。

< 県企業庁 >

- ・ 県企業庁が定めた変更内容について、御納得頂いた上で設計変更、建設を実施して頂くこととなりますので、責任は事業者にあります。
- ・ 提案を具現化するのが設計であり、設計自体には県企業庁の承諾は必要ありません。しかし、一度は決まった設計内容(つまり提案を具現化した内容)を変更する時は、県企業庁の承諾を要する仕組みとしています。

< 日立製作所 >

- ・ 本件は B T O であるので、県企業庁として設計内容に承諾が必要ではないかと思うのですが。

< 県企業庁 >

- ・ 本県の考え方としては、B T O でも B O O でも変わりありません。

< 日立製作所 >

- ・ 第 13 条他に「増加費用の負担以外に、設計変更等で費用の調整を図ることも可能」との規定がありますが、調整することは可能なのでしょうか。仮に調整可能であるとするとそれは取りも直さず、要求水準や提案内容に初めから余剰な部分があることを意味するのではないのでしょうか。

< 県企業庁 >

- ・ 要求水準に余剰な部分があるとは考えていません。資材のグレード等による調整の可能性はあると考えます。

16 債務不履行による手続きについて<特定事業契約書(素案)第62条関係>

<日立製作所>

- ・ 特定事業契約書(素案)第62条には「事業者の株主をして、その全株式を県企業庁が承認する第三者へ譲渡せしめることができる」とありますが、出資者だけを変更する意図を御教示下さい。

<県企業庁>

- ・ S P Cの法人格を変更することなく、代表者や業務担当者のみを変更するという意味です。

<日立製作所>

- ・ S P Cの株主に関して、県企業庁が一定に関与をするのは何故ですか。

<県企業庁>

- ・ どういう方々が株主になっているのかを確認したいという意図があります。(例えば反社会的な個人・団体は排除したいという考えです。)ただし、株主の自由を一切認めないというような趣旨ではありません。基本的には、特定事業契約書(素案)別紙10にある「出資者誓約書」の内容を御理解頂きたいと考えておりますが、内容的に不足している部分がありましたら、県企業庁と株主の間で別途覚書等を取り交わすことも考えられます。

17 財務書類について<特定事業契約書(素案)第74条関係>

<日立製作所>

- ・ 特定事業契約書(素案)第74条に「商法上の大会社に準じた公認会計士の監査済財務書類」とありますが、中小企業であっても、大会社の会計基準を適用しなければならない理由をお教え下さい。

<県企業庁>

- ・ 県企業庁でもS P Cの財務内容を分析したいので、一定のルールに基づいて作成された財務書類を提出して頂きたいという意味です。

18 その他

<日立製作所>

- ・ 平成3年度の処理実績(浄水場からの送泥量、総合排泥池の運用状況等)を参考として提示して頂きたいと思います。

<県企業庁>

- ・ 参考になるかどうか分かりませんが、何らかの実績データは御提示します。

<日立製作所>

- ・ 総合排泥池での汚泥の受入は業務範囲ですか。

<県企業庁>

- ・ 業務範囲です。

<日立製作所>

- ・ 排水処理のシミュレーションは応募者側で実施するのですか。

< 県企業庁 >

- ・ 提供汚泥、データ等を参考にシミュレーションしてください。

< 日立製作所 >

- ・ 現状では、意見交換会の結果概要と同時に公表された「平成 2 年 10 月の処理状況」を参考にシミュレーションするしかないと思います。

< 県企業庁 >

- ・ 既存施設は脱水能力が不足しており、常に総合排泥池の汚泥界面が高い状態での運用を強いられていたため、今回整備をお願いしている施設の脱水能力をもとにシミュレーションして頂くしかないと思います。(過去の実績データはあまり参考にはなりません。)

< 日立製作所 >

- ・ それでも何らかの実績データは頂きたいと考えます。

< 県企業庁 >

- ・ 検討します。

< 日立製作所 >

- ・ 既存施設の維持管理データ、補修履歴、補修費用等も参考にしたいのですが。

< 県企業庁 >

- ・ 過去の補修費用については提示しませんが、個々の機器の型式は提示しているので、そこから判断してください。なお、現地調査も可能です。